

府市一体で策定する「京都府感染症予防計画」の市民意見募集について

今後の新興感染症の発生に備えることを目的に、令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が改正され、これまでは国と都道府県に策定が義務付けられていた、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）について、新たに保健所設置市区にも策定が義務付けられることとなりました。

策定に当たっては、感染症法の規定により都道府県連携協議会において協議することが定められていることや、この間の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策の多くは府市協調で取り組んできたこと、また、京都府が策定する予防計画の内容と整合性を図る必要があることから、府市で一体的に策定することとし、これまでの新型コロナ対策の取組・経験を活かした計画となるよう、京都府と連携して取り組んでおります。

この度、府市一体で「京都府感染症予防計画（中間案）」を取りまとめ、京都府において京都市域分も含めて、市民意見を募集いたしますので、御報告いたします。

1 策定に向けた取組経過

京都府、京都市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で京都府感染症対策連携協議会（以下「府連携協議会」という。）を構成し、予防計画の策定に向け、協議を重ねてきた。

令和5年 7月21日 第1回：新型コロナ対策の振り返り等
10月13日 第2回：予防計画素案の協議
11月17日 第3回：予防計画中間案の取りまとめ

2 予防計画の概要

予防計画の中間案の概要及び中間案は別添のとおり

※ 予防計画は感染症法の規定により、国が定める基本指針に即して定めることとされている。また、計画の内容全般については、府市で一体的に実施する内容を記載しているが、都道府県において実施するなどとされている項目（「（4）医療を提供する体制の確保」、「（7）宿泊施設の確保」「（9）感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針」については、京都府のみの内容としている。

3 市民意見の募集（京都府実施）

（1）募集期間

令和5年12月21日（木）から令和6年1月10日（水）まで

（2）意見募集冊子の配布場所

京都府の各広域振興局等、京都市役所、各区役所・支所及び京都府ホームページ（京都市のホームページにも案内ページを掲載します。）

（3）応募方法

郵送、FAX、電子メール

4 今後のスケジュール（予定）

	内 容
令和6年2月	パブリックコメントの意見を反映し、予防計画最終案を策定
	予防計画最終案を府連携協議会で協議
3月	予防計画の策定（予防計画の公表、厚労省への報告等）